

大阪学校生活協同組合

「児童・生徒への教育支援基金」要項

大阪学校生活協同組合

大阪市東成区神路3-4-13

TEL(06)6981-3451(代) FAX(06)6981-3457

＜設立の趣意＞

2011年3月11日、東日本に世界最大級（マグニチュード9.0）の大地震が発生し、死者・行方不明者は約3万人に達するという甚大な被害が出ました。あわせて発生した福島第一原子力発電所の事故により放出された放射能が原因で多くの方々が避難を余儀なくされました。

このような状況下、大阪学校生協は長期的な教育復興支援を行うため「東日本教育復興支援基金」を創設しました。その後、2013年3月より東日本大震災により被災した場合だけでなく、様々な理由で「生きる権利」「教育を受ける権利」が著しく損なわれている児童・生徒への教育支援を積極的に行うため基金名を「児童・生徒への教育支援基金」と改め運用してきました。

現在、日本のみならず全世界では貧困・戦争・災害・飢餓・伝染病等により「生きる権利」「教育を受ける権利」が奪われている子どもたちが増え続け、子どもたちを救うために献身的な活動を行っている団体への寄付を通して児童・生徒への教育支援を行っています。

下記の要項で実施しますので教育支援にお役に立てれば幸いです。

記

1. 支援対象
 - ・東日本大震災により被災したため大阪府に避難し、緊急に支援が必要な児童・生徒
 - ・欠食や日常の衣料品不足など、「生きる権利」が著しく損なわれている児童・生徒（給食費への充当不可）
 - ・経済的理由のため学習教材の準備ができない、学校行事への参加が困難になるなど、「教育を受ける権利」が著しく損なわれている児童・生徒
 - ・その他緊急な支援が必要な児童・生徒
 - ・子どもたちを救うために献身的な活動を行っている団体への寄付
2. 支援の額
 - ・児童生徒：一万円（返済の必要なし）団体：その都度検討
3. 申請方法
 - ・「児童・生徒への教育支援基金」申込書を大阪学校生協に提出
4. 支給方法
 - ・児童生徒：大阪学校生協で認定決定した後、当該学校に現金届け
団 体：振込等団体の指示に従う